

離婚届

○離婚届

離婚したときに、市区町村の役所に出す届け出のことです。

日本に居住する外国人も、日本の方式で離婚するときは、戸籍法の規定に基づいて離婚届を出してください。離婚したときは、本国政府にも報告してください。手続きの方法は、大使館または領事館にお尋ねください。離婚成立の要件は、国によって異なります。

- (1) 届け出る期間：任意(調停、和解、認諾、審判、判決離婚は、成立・確定した日から 10 日以内)
- (2) 届け出る人：夫と妻(調停などによる離婚は、申し立て人)
- (3) 届け出先：夫か妻の、どちらか一人の住所がある所、または本籍があるところの市区町村の役所（配偶者が日本人である場合）
西宮市では
西宮市役所市民課 0798-35-3128
または各支所（土日祝除く）、サービスセンター（土日祝除く）、アクタ西宮ステーション
- (4) 必要書類
 - ①離婚届書(市区町村の役所などにあります。協議離婚の場合、証人として、成人 2 名の署名が必要です)
 - ②国籍を証明する書類（パスポートなど）
 - ③婚姻が確認できる書類（外国人夫婦の場合）
 - ④本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
 - ⑤調停（和解・認諾）調書の謄本または裁判（審判）の判決書および確定証明書（裁判所で離婚が成立した場合のみ必要。この場合は届書中の証人と相手方の署名は不要です）

※注 市区町村によって、申し込み先、申し込み方法、サービスの種類、名称が違うことがあります。詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。

中長期在留者のうち配偶者として「家族滞在」「特定活動（ハ）」「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する方が、配偶者と離婚又は死別した場合には、14 日以内に地方出入国在留管理官署への出頭又は東京出入国在留管理局への郵送による届け出が必要です。手続き方法は所轄の出入国在留管理局にお問合せください。